

告 示 第 1 6 号

令和4年8月30日

鹿児島市病院事業管理者

鹿児島市立病院長 坪内 博仁

令和4年度鹿児島市立病院職員ストレスチェック等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札について（公告）

令和4年度鹿児島市立病院職員ストレスチェック等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うことについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する委託業務の概要等

(1) 委託業務の概要

ア 職員に対するストレスチェック

イ 申出のあった職員に対する医師による面接指導

ウ 高ストレス者のうち申出のなかった職員に対する精神保健福祉士、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士又は一般財団法人日本産業カウンセラー協会が認定する産業カウンセラー（以下「資格者」という。）による相談

エ 職場単位等の集団分析

(2) 契約期間

契約の日から令和5年3月31日まで

(3) 内容

令和4年度鹿児島市立病院職員ストレスチェック等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日（以下「公告日」という。）以後において、当院から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 公告日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 公告日において、納期の到来している市区町村税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 令和2年度又は令和3年度において、本件業務又は1事業所で1,000人以上を対象としたこれと同種の業務を受託した実績があること。
- (6) 医師、保健師又は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士若しくは公認心理師を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10第1項に掲げる検査の実施者として従事させることができること。
- (7) 医師を面接業務に従事させることができること。
- (8) 精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士又は産業カウンセラーのいずれかを相談業務に従事させることができること。
- (9) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を4(1)の受付期間に鹿児島市立病院総務課職員係に直接持参しなければならない。

なお、4(1)の受付期間に申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められた者でなければ、本入札に参加することができない。

ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）

イ 2(5)に係る実績調書（様式あり）

ウ 2(6)から(8)までに係る証明書（様式あり（2種類））。免許証等は、写しでも可

エ 定款

オ 会社経歴書（営業の沿革）

カ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写しでも可）

- キ 印鑑証明書（原本）
- ク 直近1期分の財務諸表
- ケ 使用印鑑届（実印以外の印鑑を使用する場合）
- コ 市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）
- サ 労働保険料及び社会保険料の加入証明書（納入済通知書の写しでも可）

(2) その他

- ア 申請書等は、提出日現在で作成すること。
- イ 令和4年度における鹿児島市立病院との委託契約において、(1)のエからサまでの書類を提出している者は、その提出を省略することができる。
- ウ 申請書には、必ず実印を押印すること。
- エ 申請書等は、A4判ファイルに(1)の番号順につづり、表紙及び背表紙に業務委託件名及び会社名を記入すること。
- オ 証明書類は、印鑑証明書を除き、複写機による写しで差し支えない。
なお、申請書等中の各証明書については、それぞれ発行官公署が申請書提出日前3か月以内に発行したものを提出すること。
- カ 申請書等は、期限経過後は受理しない。
- キ 申請書等の作成に係る費用は申請者の負担とする。
- ク 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

公告日から令和4年9月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間は除く。）

(3) 交付及び提出場所

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院総務課職員係（2階事務局内）

当院ホームページ <http://www.kch.kagoshima.jp/>

5 入札参加資格の審査及び通知等

入札参加資格は、提出された申請書等により審査し、その結果は令和4年9月20日（火）までに通知する。

6 仕様書の閲覧及び質疑応答

(1) 仕様書は、公告日から令和4年9月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

-)の間、鹿児島市立病院総務課職員係及び当院ホームページにおいて閲覧に供する。
- (2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、鹿児島市立病院総務課職員係へ提出しなければならない。

ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和4年9月13日(火)午後5時15分まで

イ 質問書様式交付場所

当院ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2)に関する回答は、質問を受け付けた日から3日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内の日から令和4年9月21日(水)までの間、当院ホームページ上に質問内容とその回答を掲載する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月22日(木)午前10時30分から

(2) 場所

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院2階中会議室5(入札室)

9 入札書の提出等

- (1) 入札書は、所定の様式を使用すること。
- (2) 入札に際して、入札金額の算定基礎となった積算内訳書を提出すること。
- (3) 積算内訳書中の単価及び参考総価比較額は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (4) 入札金額は、積算内訳書に記載のある参考総価比較額を見積もって記載すること。
- (5) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札方法

- (1) 電報、郵送及びファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 入札執行回数は、3回までとする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。
- (2) 契約保証金は、鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除とする。

1.2 最低制限価格

設定しない。

1.3 開札の日時及び場所

即時開札

1.4 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
 - イ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
 - エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
 - キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
 - ク 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札
 - ケ 明らかに連合によると認められる入札
 - コ 入札金額と9の積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。
- (4) くじによる落札決定において同価入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1.5 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

1.6 落札価格及び契約単価の決定

- (1) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときには、1円未満の端数を切り捨てる。)をもって落札価格とする。

(2) 積算内訳書に記載された各項目の単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(小数点以下第2位まで)を契約単価とする。

1.7 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1.8 問い合わせ先

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院事務局総務課職員係(2階事務局内)

電話(直通)099-230-7002